



# ～村民が主役の村づくり～ 日吉津村自治基本条例【手引き】



村の花  
「チューリップ」  
平成元年9月制定



村の木  
「黒松」  
平成元年9月制定

私たちのむら日吉津村は、中国山地を源とする一級河川日野川の下流右岸に位置し、北は日本海に面し、東に秀峰大山を仰ぎ見る箕蚊屋平野の一角にあります。古来、河川の氾濫など幾多の苦難を乗り越え農地を拓き、日本海からの風雪を防ぐために黒松を育てるなど、常に進取の気象を発揮し村づくりに励んできました。

明治22年の村制施行以来、今日まで、単独で村制を維持し、農業の振興や企業誘致などにより、比較的財政の豊かな村として発展してきました。また、現在交通の要衝となり、交流人口も多く、賑わいのある村として独自の位置を占めています。

私たちは、先人が守り、創り育てた自然や歴史、文化に感謝し、未来を担う子どもたちが誇りと夢をもって、心豊かに育つふるさとを築き、次代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、「村民が村づくりの主役である」ことを深く認識するとともに、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という住民自治の本旨に基づき、村民、議会、村そして地域・団体等がそれぞれの役割や責務を認識し、参画と協働による村づくりを進めていきます。

私たちは、日吉津村における自治の基本原則や村づくりのルールを分かりやすく定めて、村民みんなの共通認識とするとともに、村民憲章を重んじ誰もが安心して暮らせる日吉津村の実現を目指し、村の最高規範として、ここに自治基本条例を定めます。

～日吉津村自治基本条例 前文より～

## ◆◇◆ 目 次 ◇◇◆

### ○はじめに

- (1) 日吉津村の自治を考えましょう
- (2) 参画と協働の村づくりが必要です
- (3) 自治基本条例とは
- (4) なぜ今、自治基本条例が必要なのでしょう
- (5) 日吉津村自治基本条例の主な内容は
- (6) 自治基本条例によって、何が変わるのでしょうか

### ○日吉津村自治基本条例―逐条解説版―

### ○日吉津村自治基本条例制定の経過

## “自治体の憲法” ～ 日吉津村自治基本条例がスタート(H21.4.1施行) ～

### ■はじめに

本村は、明治 22 年の村制施行以来、単独で村制を維持し、平成の大合併の際にも平成 15 年の住民投票の結果をもとに単独存続を決め、今日に至っています。

少子高齢化の進展による人口構造の変化、多様化する住民ニーズ、高度情報化、また、地方分権が急速に進行するなか、小さくても活力ある村づくりを進めるために、「一人ひとりが輝き 夢はぐくむ村づくり」を基本テーマに、参画と協働の村づくりに取り組んでいます。

#### (1) 日吉津村の自治を考えましょう

「自治」とは、自分たちのむらの共通の課題、公共的な課題を自ら考え・解決していくことです。子育てや高齢者の福祉、ゴミの処理や、防犯、防災など私たちの暮らしには、様々な課題があります。本村の先人がそうであったように、私たちが自ら、人間力・地域力を発揮して、いろいろな課題に取り組むことが大切です。

※憲法には「地方自治の本旨(92条)」が定められていますが、地方公共団体における「団体自治」と地域の住民の意思と責任において取り組まれる「住民自治」を合わせて「自治」と定義されています。



#### (2) 参画と協働の村づくりが必要です

地方分権の進展のなかで、これまでのように行政主導では、良い村づくりはできません。特に地方行政には、住民も参画し、行政と住民が協働して村づくりに取り組む必要があります。

小さな本村では、互いに理解に努め、村民全員が共通認識をもって、行政の施策や村づくり活動に参画したり、行政・議会・村民・団体・事業者・地域などがそれぞれの役割や特長を活かして、ともに取り組むことが大切と考えています。

### (3) 自治基本条例とは



村民の皆さんと行政とが、より良いパートナーとなって村づくりをすすめていくためには、お互いのルールや本村における村づくりのシステムを定めておく必要があります。例えば、「村民が村づくりの主役である」などそれぞれの立場や役割、責務を明確にし、また、情報の共有化を図り、政策や事業計画の策定など村民が最初から参画し、協働して取り組むことが大切です。

そのルールとなるものが『自治基本条例』であり、その内容は、本村における自治の基本原則や、村民・議会・村が協働して村政をすすめていくための仕組みなどを定めたものです。これは、村の最高規範と位置づけられ、「自治体の憲法」と呼ばれるものです。

### (4) なぜ今、自治基本条例が必要なのでしょう



#### ①分権自治のシステムづくり

地方分権のなか、地方自治体の権限や責任が拡大しつつあるものの、本村では、職員数や財源に限りがあるため、総合的な政策や専門的な対応力に課題があります。今後、さらに第二次の分権改革や道州制への移行など、大きな波が予測される中で、本村が村民の皆さんとともに様々な課題を克服していくために、村づくりのシステムを確立していく必要があります。

#### ②村民への情報提供と財源の有効活用

厳しい財政状況のなかで、限られた財源を有効活用するには、まずは村民の皆さんへ分かりやすく情報提供し、村民の目線で行政施策の選択や優先度を決定していく必要があります。

#### ③行政と村民の協働の村づくりの推進

小さな村として単独存続するためには、行政と村民が互いに協力したり、役割を分担しながら、協働の村づくりをすすめる必要がありました。また、活発な地域コミュニティ活動を持続させるために、みんなで地域を見直し、磨きをかけながら、人材発掘や地域活動を進めていく必要があります。

#### ④多様な価値観と村民参画ルールの確立

目まぐるしく変化する社会環境のなかで、村民の皆さんには、多様な価値観があり、行政へのニーズや村づくりの考え方についても認識はまちまちです。そのなかで本村が、世代・性別・地域性を越えて一体感をもって発展していくためには、村民参画のルールを定めておく必要があります、このルールを「条例」という形で明文化しておくことにしたのです。



(5) 日吉津村自治基本条例の主な内容は

全11章、38条からなり、  
村民、議会、村は4つの自治  
の基本原則を守って、村づく  
りをすすめます。

第8条 村民の権利

- 議員・村長の選挙権・被選挙権・解職請求権等を有します。
- 情報を知る権利を有します。
- 学ぶ権利を有します。
- 参画する権利を有します。
- 行政サービスを受ける権利を有します。

◆ 村民

- ・ 村内に住む者
- ・ 村内で働く者、学ぶ者
- ・ 村内で活動する者
- ・ 村内で土地家屋を有する者

◆ 事業者等

- ・ 村内の事業者
- ・ 村内の団体等

第9条、第10条 村民・事業者等の役割と責務  
□ 村民

- 自治の主体者であることを自覚し、村づくりに参画します。
- 村づくりへ参画するとき、自分の意見と行動が公益を増進します。
- 行政サービスに伴う負担を分任します。
- 村づくりへ参画するとき、自分の意見と行動が公益を増進します。

□ 事業者等

- 事業者は、持てる資源を活かし、地域に貢献します。
- 団体等は、公共的サービスを広く担うことができます。

村民・事業者等



コミュニティ  
自治会

議会と議員



参画と協働の村づくり  
自治の基本原則

- 住民主権
- 人権の尊重
- 情報の共有
- 参画と協働

村長と職員



第11条、第12条 議会・議員の役割と責務

- 村における最高意思決定機関であり、村政を監視し、けん制します。
- 政策に反映させるため、村民の声を聴く機会を設けます。
- 会議の公開を原則とし、開かれた議会運営を行います。
- 議員は、村民の信託に応え、自己研鑽に努めます。
- 議員は、自らの活動報告の場を設けるなど、村政の情報を村民に分かりやすく説明します。

第13条、第15条、第17条 村長・村・職員の役割と責務

- 村長は、村民の信託に応じて、この条例を遵守します。
- 村長は、将来ビジョンを示し、村政運営に適切なりーダーシップを発揮します。
- 村は、最少の経費で最大の効果を上げます。
- 村は、村づくり活動に対し、情報提供や助言に努め、調整及び相談等により支援します。
- 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。
- 職員は、地域の一員であることを認識し、村民と協働し、村づくり活動に参加するよう努めます。

## (6) 自治基本条例によって、何が変わるのでしょ

この条例ができたからといって、すぐに村民の暮らしなどが急に変わることはありません。しかし、村の総合計画や条例づくり、審議会等村政の様々な場面で、村民の皆さんが村政に参加するための仕組みが整えられたり、そのために必要な村政の情報提供などが行政に義務付けられることとなります。

また、この条例を日吉津村における自治体運営の基本となる「最高規範」として位置づけていることから、他の条例規則などは常にこの条例と整合性を図ることとなります。

さらには、この条例の制定を契機に、村民参画が広がり、村民の皆さんの意見が一層村政に活かされ、自主・自立による住民自治の推進につながります。

◇条例の制定に寄せて

## 村と村民の改革宣言

策定委員会アドバイザー/中川幾郎（帝塚山大学教授）



### ■自治基本条例の背景

平成12年の地方分権改革により、法律上、国・県・市町村は「対等」の関係になり、不十分ながら、国から地方へ権限や財源の移譲が進んでいます。

少子高齢社会や人口減少時代のなか、財源にも限りがあることから、全国一律の施策では無駄が多く、できる限り住民の近くで施策を判断することが必要となっています。国や県から市町村へ、そして行政から住民への分権が求められています。

地方自治体では「自己決定と自己責任」に基づいた自治体運営が求められ、住民参画の機会の拡充などにより、その運営に主権者である住民の意思を十分に反映させることが重要となっていますので、参画と協働による村づくりの仕組みは、不可欠です。

このような自治体運営や住民自

治のルール・システムを決め、共有しておこうと、全国各地で自治基本条例が制定されるようになり、今後も一層広がっていくものと思われます。

### ■自治基本条例の必要性

地方自治については、自治体の組織や行政運営など、憲法や地方自治法などの法令に定められていて、全国共通のルールとなっていますが、村民の方がそれをよく理解することは困難です。また、住民参画や協働、情報の共有など住民自治に関する規定はありません。

このため、日吉津村の行政運営の基本的なルールを明らかにしておき、住民自治のあり方や「参画と協働の村づくり」の仕組みなどを整え、自立した日吉津村の実現を図るために、条例を制定する必要があると思います。

### ■条例の内容について

制定された条例には、村民・議会・村行政などの役割や責務、住民参画の仕組みなどがきちんと列記され、住民投票やマニフェストも盛り込まれており、全国的にも全く引けを

取らないものになっています。策定委員の皆さんの努力の結晶だと思います。

当村では、平成15年、合併についての住民投票が行われ、多くの村民の参加によって、自主・自立の道を最終決定されたという体験と実績が、日吉津村の自治を創造するための無形の財産になっているのではないかと感じています。

### ■危機感と夢の共有を

私は、危機感を共有することは夢を共有することだと考えています。「要求するだけの村民ばかりでは私たちのむらは持ちこたえられない」という危機感をバネに、村政へ積極的に提言したり、みんなで村づくりに取り組んでいく、そんな村民が育っていく村となったとき、日吉津村に「参画と協働の村民社会」が実現するものと期待しています。

### ■条例を実現する取組みを

自治基本条例はスタートであり、終着点ではありません。この条例は、思い切って自立するという立場に立った日吉津村民と日吉津村の自己改革宣言と評価しています。

今後、村民の皆さんが、この素敵な村に住んでいるというプライドを持てるような、そんな条例に育てて欲しいと願っています。

広報ひえづ 2009.1 月号抜粋

# 日吉津村自治基本条例

(平成20年12月24日日吉津村条例第22号)

— 逐条解説版 —

## 目 次

前文	1
第1章 総則	2
第1条 目的	
第2条 用語の意味	
第3条 条例の位置付け	
第2章 自治の基本原則	3
第4条 住民主権	
第5条 人権の尊重	
第6条 情報の共有	
第7条 参画と協働	
第3章 村民等	5
第8条 村民の権利	
第9条 村民の役割と責務	
第10条 事業者等の役割と責務	
第4章 議会	6
第11条 議会の役割と責務	
第12条 議員の責務	
第5章 村長等	7
第13条 村長の役割と責務	
第14条 村長のローカル・マニフェスト	
第15条 村の役割と責務	
第16条 組織の構成	
第17条 職員の役割と責務	
第6章 村政運営	10
第18条 総合計画	
第19条 財政運営	
第20条 行政評価	
第21条 法令遵守と倫理規範の確立	
第22条 監査	
第23条 危機管理	
第7章 情報の共有	12
第24条 情報の共有	
第25条 情報の公開	
第26条 個人情報保護	
第27条 説明責任	

第8章 参画と協働の推進	13
第28条 参画	
第29条 協働	
第30条 コミュニティ	
第31条 自治会	
第32条 審議会等	
第33条 村民意見募集	
第34条 住民投票	
第35条 住民投票の請求等	
第9章 国、他の自治体等との関係	17
第36条 国、県及び他の自治体との協力・連携	
第10章 日吉津村自治基本条例推進委員会	17
第37条 推進委員会の設置等	
第11章 条例の改正	18
第38条 条例の改正	
附則	18

## 前文

私たちのむら日吉津村は、中国山地を源とする一級河川日野川の下流右岸に位置し、北は日本海に面し、東に秀峰大山を仰ぎ見る箕蚊屋平野の一角にあります。古来、河川の氾濫など幾多の苦難を乗り越え農地を拓き、日本海からの風雪を防ぐために黒松を育てるなど、常に進取の気象を発揮し村づくりに励んできました。

明治22年の村制施行以来、今日まで、単独で村制を維持し、農業の振興や企業誘致などにより、比較的財政の豊かな村として発展してきました。また、現在交通の要衝となり、交流人口も多く、賑わいのある村として独自の位置を占めています。

私たちは、先人が守り、創り育てた自然や歴史、文化に感謝し、未来を担う子どもたちが誇りと夢をもって、心豊かに育つふるさとを築き、次代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、「村民が村づくりの主役である」ことを深く認識するとともに、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という住民自治の本旨に基づき、村民、議会、村そして地域・団体等がそれぞれの役割や責務を認識し、参画と協働による村づくりを進めていきます。

私たちは、日吉津村における自治の基本原則や村づくりのルールを分かりやすく定めて、村民みんなの共通認識とするとともに、村民憲章を重んじ誰もが安心して暮らせる日吉津村の実現を目指し、村の最高規範として、ここに自治基本条例を定めます。

### 【解説】

- ・この前文は、本村の自治に対するみんなの共通目標となるよう、格調高く、ただし出来る限り親しみやすく、やさしい表現となるよう議論を重ねて作成したものです。
- ・第1段落では、本村の地勢や本村が苦難を乗り越え、「進取の気象」を発揮し、発展してきた歴史などを述べ、第2段落では、単独村制の維持と現在の本村の状況を、第3段落では、先人に感謝し、未来を担う子どもたちが心豊かに育つふるさとを次代に引き継いでいくよう、村民としての決意を、第4段落では、住民自治の本旨を確認し、参画と協働による村づくりについて述べ、第5段落では、村民憲章を重んじながらこの条例を最高規範として位置づけることを述べています。

### ※「進取の気象」とは

常に進んで新しいことに挑戦していく村民性を表す言葉です。

※日吉津村村民憲章（平成元年2月制定） 以下の5項目を制定しています。

1. 「人を愛する 豊かな心を育てよう」
1. 「自然を守り 住みよい郷土をつくろう」
1. 「仕事を愛し 情熱とほこりをもって働こう」
1. 「健康で 笑顔のある 明るい家庭をつくろう」
1. 「進んで学び 明日の文化を築こう」

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、日吉津村における自治の基本原則を明らかにし、村民の権利と責務、議会及び村の役割と責務、住民自治の仕組みなどを定めることにより、共通認識を持って参画と協働の村づくりを推進し、自立した日吉津村を実現することを目的とします。

### 【解説】

※「自治」とは

地方自治の本旨（憲法第92条）である「住民自治」と「団体自治」の両方を含んでいます。

- ・住民自治 その地方の行政が、その住民の意思と責任に基づいて処理されること。
- ・団体自治 市町村などの地方公共団体が、国の権限によることなく自主的に団体の事務（地方の行政）を行うこと。

### (用語の意味)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民 村内に住所を有する者をいいます。
- (2) 村民 住民のほか、村内で働く者、学ぶ者、活動する者並びに村内に土地又は家屋を有する者をいいます。
- (3) 事業者等は、次に掲げるものをいいます。
  - ア 事業者 村内に事業所を有する者及び営利法人をいいます。
  - イ 団体等 村内に事務所又は活動拠点を有する営利を目的としない組織及び団体をいいます。
- (4) 村 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) 参画 政策の立案から実施及び評価に至る各段階において、村民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。
- (6) 協働 村民、議会及び村が互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの果たすべき責任と役割を認識し、対等な立場で相互に協力して行動することをいいます。
- (7) コミュニティ 地域の課題の解決に向けて、村民が協働して取り組む多様なつながり、組織をいいます。
- (8) 自治会 集落の全戸加入を原則とし、その地域の運営や住民の親睦の中核を担っている自治組織をいいます。

### 【解説】

- ・本条では、この条例全般に使用され、かつ頻度や重要度の高い用語の定義づけやその用語の意味を明示しています。

- ・(1)～(3)において「住民」、「村民」、「事業者等」の意味を分けて、明示しています。本村の自治や村づくりをすすめるためには、村内の企業等に働く人や学校に通勤、通学する人、住所を有してなくとも土地や家屋を有している人、また、村内で活動する各種団体やNPO・ボランティアの皆さんの協力も不可欠と考え、住民（居住者）に限らず幅広く「村民」として位置づけています。
- ・(4)の「村」とは、自治体としての判断と責任において、意思決定を自ら行う本村の執行機関のことを言い、村の代表者である村長と教育委員会など列記されている専門的な立場の行政委員会や委員をいいます。
- ・(7)の「コミュニティ」は、主に地域の様々なつながりや、活動する団体、ボランティアグループなどをいいます。自治会も重要なコミュニティ組織の一つです。
- ・(8)の「自治会」は、本村での最も重要な役割を担っている組織であるため、別に定義づけしました。なお、自治会の加入は強制ではありませんが、誰にとっても重要な組織であることから、本村においては概ね全戸加入を期待し、「全戸加入を原則」と表現しました。

#### (条例の位置付け)

**第3条** この条例は、本村の自治の推進における最高規範であり、議会及び村は、最大限これを尊重しなければなりません。

2 議会及び村は、他の条例、規則等の制定又は改廃を行う場合には、この条例に定める事項を遵守しなければなりません。

#### 【解説】

- ・本村に約140本ある条例はどれも重要で、その位置付けにおいて、条例間に優劣はありませんが、この自治基本条例は、本村としてあえて他の条例の最上位に位置づけて扱うことと規定しています。そして議会も村も、本条例を最大限尊重することを規定し、その最高規範性を表しています。
- ・2項では、他の条例、規則等の制定や改廃にあたっては、議会や村はこの条例を尊重し、守っていくことを規定しています。また、既存の条例等に矛盾等があれば、適宜改正していく予定です。

## 第2章 自治の基本原則

#### 【解説】

この条例を運用し、その目的を達成するために、常に念頭におくべき基本原則として4項目を規定しました。

#### (住民主権)

**第4条** 住民は日吉津村の主権者であり、議会及び村はその信託に忠実に応えなければなりません。

2 村民は村づくりの主役であり、参画と協働により村づくりを担うことができます。

【解説】

- ・本条では、「住民」こそが本村における主権者であり、議会や村はその信託に応えなければならないこと、そして通勤者等も含めて定義づけした「村民（第2条（2））」は村づくりの担い手であり、主役であると規定しています。

（人権の尊重）

第5条 村民は、国籍や性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、人権が尊重され、誰もが自分らしく活動する権利を有します。

2 子どもは、その人権が保障されるとともに、年齢に応じて村づくりに参画する権利を有します。

【解説】

- ・本条では、村政への参画や住民活動などにあたって、誰もが尊重されることを規定しています。国籍や性別などは例示としてあげたもので、あらゆる人権に配慮し、誰もが自分らしく村づくりに参画できることを規定しています。
- ・さらに2項では、子どもにもその年齢に応じて村づくりの担い手となることを強調していますし、将来を担う子どもへ期待するとともに、大人にも、子どもの参画を促したり認めていくことを求めています。（「子ども」は、民法の成年の規定に準じ20歳未満としていますが、本条例第35条で、18歳以上に住民投票への参加を認めています。）

※「児童の権利に関する条約」（こどもの権利条約）

1989年に国連総会で採択され、日本では1994年4月に批准されました。この条約は、子どもの権利を守るよう、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を定めています。

（情報の共有）

第6条 村民、議会及び村は、村政に関する情報を互いに共有することにより、村民主役の村づくりを推進します。

【解説】

- ・村民主役の村づくりをすすめるためには、村民・議会・村が情報を共有することが不可欠であり、基本原則の一つにあげました。詳細については、第7章に規定しています。

（参画と協働）

第7条 村は、村民の意思を村政に反映するため、村政への参画の機会を拡充し、村民、議会及び村は、相互理解と信頼関係を深め、協働して村づくりを行うものとします。

【解説】

- ・村は、村民への参画の機会を広げること、村民と村はお互いに理解しあい、共に役割を果たしながら

協働することを規定しています。「参画」は、単に参加するだけでなく、計画段階から意思形成に加わるという意味合いが重要で、実施結果の評価や見直しまで含まれるものです。

### 第3章 村民等

#### 【解説】

本章では、村民の権利や村民及び事業者の役割等を規定しています。

#### (村民の権利)

第8条 住民は、地方自治法の定めるところにより、議員又は村長の選挙権・被選挙権・解職請求権、議会の解散請求権、条例の制定改廃請求権、監査請求権等を有します。

- 2 村民は、村づくりについて必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。
- 3 村民は、生涯にわたり学ぶ権利を有します。
- 4 村民は、村による計画、実施及び評価の活動に参画する権利を有します。
- 5 村民は、村が提供する行政サービスを受ける権利を有します。

#### 【解説】

- ・ 1項では、住民が地方自治法（第11条～第13条）に定められた選挙権など政治的な権利を有していることを明らかにしています。
- ・ 2項では、情報の入手、情報の共有について、3項では、生涯学習の権利について、4項では、村の計画へ参画する権利について定めています。
- ・ 5項では、地方自治法第10条の規定に準じて、村民は行政サービスを受ける権利を有することを規定しています。（誰でもすべてのサービスを受けられるというものではなく、条例や規則など規定に基づき提供される範囲において、公平に行われるものと解釈されています。）

#### ※地方自治法（第2章 住民）

##### 第10条

- 2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

#### (村民の役割と責務)

第9条 村民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的に村づくりに参画するよう努めるものとします。

- 2 村民は、村づくりに参画する場合には、自らの意見と行動が公益を増進させるよう努めるものとします。
- 3 村民は、村が提供する行政サービスに伴う負担を分任するものとします。

#### 【解説】

- ・ 本条例には罰則の規定はなく、村民個々の責任や行動を厳しく強制するものではありませんが、村づ

くりの担い手である村民共通の理念として、その役割や責務を規定しています。

- ・ 1項では、村民が自治の担い手であるという自覚を持って村づくりをすすめるということを規定しています。
- ・ 2項では、村づくりへ参画する場合において、自らの発言や行動に責任を持つことを規定しています。  
(自分勝手な発言や行動は慎みたいと定めたもので、自由な発言を排除するものではありません。)
- ・ 3項では、行政サービスを受ける権利を持つ一方で、そのサービスに伴う負担を分任するものと規定しています。

※「分任」とは

誰もが等しく分けるという意味ではなく、法令等に従い各自の責務となる応分の負担をしていただくという意味です。

#### (事業者等の役割と責務)

第10条 事業者は、その活動を通じ、また持てる資源を活かして、地域の様々な分野において貢献するよう努めるものとします。

2 事業者は、事業活動にあたり、村民及び村に対し、その公益性を認識し社会的責任を負うものとします。

3 団体等は、地域社会の公共的活動の主体として、公共的サービスを広く担うことができます。

#### 【解説】

- ・ 本条では、事業者も、村づくりに果たす役割は大きいことから、村民とは別に、「持てる力を発揮して地域に貢献していただくこと」、また、公害を出さないことや法令や倫理を守ることなど、社会的な責任も重いことを規定しています。
- ・ 3項では、地域にとって、自治組織やNPOなどの団体等の役割や期待も大きく、村の施策についての委託を受けたり、村と協働して公共サービスを担えることが規定されています。

## 第4章 議会

#### (議会の役割と責務)

第11条 議会は、日吉津村における最高意思決定機関であり、村政運営が適正に行われるよう村政を監視し、けん制する機能を果さなければなりません。

2 議会は、村民の意思を把握し、政策に反映させるため、広く村民の声を聴く機会を設けなければなりません。

3 議会は、会議の公開を原則とし、村民との情報の共有を図り、開かれた議会運営を行わなければなりません。

【解説】

- ・住民自治の本旨に基づく自治体運営が望まれる今日、自治体の意思決定機関である議会の果たす役割がますます重要になっています。
- ・本条では、村民の「情報を知る権利」を保障するために、議会も説明責任や開かれた運営を行うことなど、その役割と責務について規定しています。

※議会の権限（地方自治法に定められている主なもの）

①議決権（第96条の議決事項として、条例の制定・改廃、予算の決定など15項目）、②選挙権（第97条・第103条・第182条）、③検閲・検査権及び監査請求権（第98条）、④意見書提出権（第99条）、⑤調査権（第100条）、⑥長の不信任議決権（第178条）などがあります。

**（議員の責務）**

第12条 議員は、村民の信託に応え、品位と責務を忘れずに、常に自己研鑽に努めるとともに、政策の形成等の職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、広く村民の声に耳を傾け、常に村全体の利益を優先し行動しなければなりません。

3 議員は、自らの活動報告の場を設けるなど、村政等に関する情報について、村民に分かりやすく説明するよう努めるものとします。

4 議員選挙の立候補予定者は、自らの政見を示し、具体的に公約するよう努めるものとします。

【解説】

- ・本条では、二元代表制のもと、議会議員は、住民を代表してその意思を村政に反映させる職責があり、役割も大きいことから、議員個々の責務について規定しています。また、行政のチェック機能にとどまらず、積極的に政策形成に取り組むことを求めています。
- ・3項では、村民からは議員個々の活動が分かりにくいという意見もあって、自らの活動についてそれぞれの方法によって報告をし、村民へ分かりやすく情報提供するよう、努めることを期待しています。
- ・4項では、議員としての選挙公約についても、できる限り具体的な公約づくりに努めることを期待しています。

## 第5章 村長等

**（村長の役割と責務）**

第13条 村長は、村政の代表者として村民の信託に応えて、この条例を遵守し、誠実かつ公正に村政運営にあたらなければなりません。

2 村長は、村民の声に十分耳を傾けた上で将来ビジョンを示し、村の行政能力を高めるとともに、村政運営に適切なリーダーシップを発揮しなければなりません。

【解説】

- ・村長は、議会とともに、住民から直接選挙で選ばれた代表機関であり、法律又は政令により他の執行機関以外のすべての事務を管理・執行する広い権限があります。
- ・村政の代表者として、「村民の信託に応え、誠実で公正な村民に開かれた村政運営」に努めなければならないとし、この条例を遵守しながら、その目的達成のためにリーダーシップを発揮するなど、全力で職務を遂行することなどを求めています。

※村長の権限（地方自治法に定められている主なもの）

①統括・代表権（第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する）、②事務の管理及び執行権（第148条・第149条）、③総合調整権（第138条の3第3項・第180条の4・第221条第1項・第238条の2）、④規則制定権（第15条第1項）、⑤事務組織権（第155条・第156条・第158条）などがあります。

（村長のローカル・マニフェスト）

第14条 村長選挙の立候補予定者は、政策の理念と目標を明確にして、達成度について具体的で検証可能な公約（以下「ローカル・マニフェスト」といいます。）を作成するよう努めなければなりません。

2 村は、立候補予定者がローカル・マニフェストを作成できるよう、その求めに応じて必要な情報提供に努めなければなりません。

3 村長は、村民の信託を受けたローカル・マニフェストを村政に反映させるよう努めなければなりません。

【解説】

- ・村長選挙にあたって、村民が政策を選択できるよう立候補予定者は「ローカル・マニフェスト」の作成に努めるよう規定しています。
- ・2項では、ローカルマニフェストを作成するために必要な情報、例えば、村の現状がどうかなど具体的なデータを適宜提供していくことを定めています。

※「ローカル・マニフェスト」とは

従来の選挙公約を一步進めて、より具体的に公約するもので、近年選挙で取り入れられつつある手法です。村長になったら、「どこを、どのように改善し、どこまで達成するか」など、（その成果や結果が）分かりやすい目標を示して、有権者に訴えるものです。

（村の役割と責務）

第15条 村は、村民の福祉の増進を図るため、公平・公正かつ誠実に村政を執行しなければなりません。

2 村は、村政の執行にあたっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければなりません。

- 3 村は、村政に関する村民の意見を積極的に把握し、適切に村政に反映するよう努めなければなりません。
- 4 村は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、効果的な職員の任用、人材育成及び適正な人員配置に努めなければなりません。
- 5 村は、村民等による自主的な村づくり活動に対し、情報提供や助言に努め、適切な調整及び相談等によりこれを支援します。

【解説】

- ・本条では、村行政が、村民の福祉の増進を図り、効率的な行財政運営を行うことなど、その役割や責務について規定しています。
- ・2項では、健全で効率的な財政運営を行うための行財政改革など、最少の経費で最大の効果が生まれるよう努めることを規定しています。
- ・4項では、職員の能力が十分発揮できるよう人材育成などを行うとともに、適正な人員配置などにより組織が活性化されるよう規定しています。
- ・5項では、住民自治の活性化に対し、行政側も支援するという責務が盛り込まれ、行政の参画と協働を規定しています。ただし、行政が村民の自発的な活動に干渉したり、主導すべきではなく、その自主性を尊重しながら支援していくことを明記したものです。

(組織の構成)

第16条 村は、多様化、高度化する村民ニーズに、迅速、的確かつ総合的に対応できる組織づくりに努め、村民に分かりやすいものにしなければなりません。

【解説】

- ・本条では、役場の組織がタテワリとならず、総合的に柔軟な対応ができること、また村民からも分かりやすい組織構成に努めることを規定しています。

(職員の役割と責務)

第17条 職員は、村民の幸せを願い村民生活の向上と村民サービスの充実を目指して、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

3 職員は、自らも地域の一員であることを認識して、村民と協働し、村づくり活動に積極的に参加するよう努めなければなりません。

【解説】

- ・本条では、地方自治法（第154条）に則り、職員が果たす役割の重要性から、公正・誠実に職務を遂行するよう規定しています。
- ・また、2項では、職員としてふさわしい能力を備えるため、自らの知識や技能の向上に努めることが

規定されています。

- ・ 3項では、職員個々も、地域の一員として、村づくりに積極的に参加するよう努めると規定しています。

## 第6章 村政運営

### (総合計画)

第18条 村は、村づくりを総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」といいます。）を、この条例に沿って策定するとともに、新たな課題に対応できるように不断の検討を行わなければなりません。

2 村は、総合計画の策定、見直し、評価等にあたっては、広く村民の参画を得て行わなければなりません。

#### 【解説】

- ・ 総合計画は、地方自治法に基づき議会の議決を経て定められる基本構想と、これを具現化するための基本計画、さらに毎年度の予算の先導的な役割を果たす実施計画で構成されています。
- ・ 総合計画は、村の施策等を中長期の視点で策定する最も重要な計画として、概ね5・10年毎に策定されていますが、変化の激しい今日、常に見直しながら、新しい課題に対応してその実現に努めることを求めています。
- ・ 2項では、当然ながら、総合計画について村民の視点で参画をいただくことを規定しています。

### (財政運営)

第19条 村は、総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源を効率的かつ効果的に運用することにより、健全な財政運営を図らなければなりません。

2 村は、予算、決算などの財政状況や財産の保有状況及び財政見通しを明らかにし、村民に分かりやすく公表しなければなりません。

#### 【解説】

- ・ 本条では、中長期にわたる財政計画の策定が不可欠で、自治体経営という観点からも、財源を効率的かつ効果的に運用し、持続可能で健全な財政運営を図ることを規定しています。
- ・ 2項では、財政運営にかかわる説明責任がより一層重要性を増していることから、財政状況などを村民に分かりやすく公表することを規定しています。

### (行政評価)

第20条 村は、総合計画の進行管理を行うため、施策等の達成度や成果などを評価し、その結果を村民へ公表するとともに、その評価に基づいて、村政運営の改善に努めなければなりません。

【解説】

- ・本条では、総合計画にある施策等の成果などをきちんと評価し、村民へ公表し、それに基づく村政運営の改善に努めると規定しています。これは、行政の透明性を高め、村民への説明責任を果たすためにも重要です。

※「行政評価」とは

村民に施策の中身を説明し、その評価をもとに村政運営全体を改善して、村民の満足度を最大限に高めるための手法です。（現在、不十分ながらすでに取組みつつあります。）

「Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）」の確立。

（法令遵守と倫理規範の確立）

第21条 村は、法令を遵守し、適正に運用しなければなりません。

2 村は、行政執行に関し、違法な手段による要求及び公平性を損なう不当な要求に応じません。

【解説】

- ・本条では、村が各種の法令を遵守すると同時に、適正に運用することを求めています。
- ・2項では、暴力団等による不当な要求などに応じないことを規定しています。

（監査）

第22条 監査委員は、村の財務等にかかる監査を行うにあたり、事務事業の適法性及有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければなりません。

【解説】

- ・よりよい村政をすすめるために、これまで以上に監査委員の役割が大きくなっていますので、会計のチェックや効率性の監査にとどまらず、施策等の有効性評価なども踏まえた監査の必要性について規定しています。

（危機管理）

第23条 村は、村民の身体、生命及び財産を守り、暮らしの安全を確保するため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立しなければなりません。

2 村は、村民及び関係機関等との協力、連携により、不測の事態に対し総合的かつ機動的な対応を実践しなければなりません。

【解説】

- ・本条では、災害や事故など不測の事態に対する村の組織的な対応体制を確立し、村民及び関係機関と連携しながら、実際の場面で実践できるよう対応することを求めています。そして、具体的及び詳細な対応について、他の条例や防災計画などに定め、実践することを求めています。

## 第7章 情報の共有

### (情報の共有)

第24条 村は、村政に関する情報を広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、村民の意向を把握するなど情報収集を図り、村民との情報共有に努めなければなりません。

2 村民は、村づくりの主役として、積極的に情報を得るように努めなければなりません。

#### 【解説】

- ・「村政に関する情報は、村民の共有の財産である」という認識にたち、行政は積極的に情報提供するとともに、村民の意向を把握することにも努め、村民との情報の共有に努める、と規定しています。
- ・2項では、村民においても、それらの情報をキャッチするよう努め、相互の情報発信・共有に努めることを期待しています。

### (情報の公開)

第25条 村は、村民の知る権利を尊重し、公正で開かれた村政の実現のため、別に条例で定めるところにより、村政に関する情報を公開しなければなりません。

#### 【解説】

- ・本条では、村民の知る権利を尊重するとともに、村政運営の透明性の確保を図るため、情報を公開することを定めています。具体的な運用内容にあたっては、「日吉津村情報公開条例」に基づき行います。

### (個人情報保護)

第26条 村は、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する村民の権利に対して、適切な措置を講じなければなりません。

#### 【解説】

- ・情報の共有や公開も大切ですが、本条では、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや、村が収集し保有する個人情報については、厳正に管理しなければならないことを定めています。具体的な運用にあたっては、「日吉津村個人情報保護条例」を適用していきます。

(説明責任)

第27条 村は、施策等の企画立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容等を村民に分かりやすく説明するとともに、村民から質問等を受けたときには、迅速かつ誠実に応答するように努めなければなりません。

【解説】

- ・本条では、第8条の第2項に規定されている「村民の村づくりに関する情報を得る権利」に基づき、村が分かりやすく説明する義務や質問等に応答する責務について規定しました。施策等の結果のみならず、その経過や内容等についても分かりやすく村民に説明し、理解を得ることが求められています。

## 第8章 参画と協働の推進

(参画)

第28条 村は、村政に関わる施策等の企画立案、予算化、実施、評価のそれぞれの過程において、村民が参画できる機会を拡充するよう努めなければなりません。

2 村は、村政への参画において、村民が国籍や性別、年齢、障がいの有無等によって不利益を受けないよう配慮しなければなりません。

【解説】

- ・本条では、この後の条文で規定している「審議会等」、「村民意見募集」、「住民投票」だけでなく、いろいろな方法や制度を設けて、村民の皆さんが村政のあらゆる場面で参画しやすいよう、機会を広げていくよう努めるとしています。
- ・2項では、参画する場合には、村民は皆対等の立場であり、不利益をこうむることのないよう配慮しなければならないことを規定しています。

(協働)

第29条 村民、議会及び村は、相互理解と信頼関係の下、協働の村づくりに努めなければなりません。

2 村は、協働の村づくりを推進するにあたり、村民の自主性を損なうことなく、その自発的な活動を支援するよう努めなければなりません。

【解説】

- ・本条では、村民、議会、村、それぞれが協働して村づくりを行うことを規定しています。村民、議会及び村は、相互理解と信頼関係のもとに村づくりをすすめるため、協働するよう努めます。
- ・2項では、協働の村づくりを推進するにあたっては、村は村民の自発的な活動を支援するよう努めるものとしませんが、その際、村民の自主性を損なうことのないよう、配慮しながら支援に努めると規定しています。

(コミュニティ)

第30条 村民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的にコミュニティの活動に参加し、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。

2 村民及び村は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、その組織や活動を守り、育てるように努めるものとします。

【解説】

- ・本村では、村民生活の基盤であるコミュニティの重要性を踏まえ、自治会毎の「コミュニティ計画づくり」の提案をしています。本条では、日常的な暮らしに関わる場として、村民がコミュニティ活動に自主的に参加し、助け合い支えあうことを期待して規定しています。

※コミュニティとは

何か特定の団体等を指しているのではなく、村民それぞれに、日常生活や地域のなかで生まれる人や家庭のつながりを指しており、互いに共通する課題に対し協力しあう場や組織を意味しています。

(自治会)

第31条 自治会は、集落の自治組織として、地域の様々な課題解決に対し総合的な役割を担い、地域の運営や住民の親睦、自治会公民館の管理及び活用などを行うものとします。

【解説】

- ・本条では、コミュニティ組織の一つであり、地域において大変重要かつ幅広い役割を担っている自治会について大まかに記載して、村民の皆さんの共通理解を深めようと規定しています。

(審議会等)

第32条 村は、審議会等の委員を選任する場合は、原則として村民から公募し、男女の均衡に配慮しなければなりません。

2 村は、法令又は条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として審議会等の会議を公開しなければなりません。

【解説】

- ・本条では、村民の参画の機会を広げるため、村が設置する各種の審議会等に原則、公募による委員を含めるとともに、男女共同参画を進める観点から、その男女構成に配慮することを規定しています。  
(日吉津村男女共同参画推進条例の第12条にも、村の附属機関の委員について、男女別の委員数の均衡について努めるよう求めています。)
- ・2項では、審議会等は特に支障がない限り、公開とすることを規定しています。

#### (村民意見募集)

第33条 村は、重要な条例や計画の策定等にあたり、村民の意見を反映させるため、パブリック・コメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催等適切な方策を実施しなければなりません。

#### 【解説】

・本条では、条例や計画などを作成する際に、村民の参画の機会を広げるため、意見を公募したり、アンケート調査、公聴会の開催など多様な方法を行うことを規定しています。

※パブリック・コメントとは

重要な条例や計画などの策定に際し、案を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して意思を決定するとともに、その意見に対する考え方等を公表することをいいます。

実施する目的は、意思決定過程での村民参画の機会の拡大と公正の確保及び透明性の向上を図り、これにより村民との協働による村政をすすめることにあります。

#### (住民投票)

第34条 村長は、村政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 村は、住民投票の投票資格要件及び実施に関する手続き、その他必要事項について、別に条例で定めなければなりません。

3 村民、議会及び村長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

#### 【解説】

・本条では、間接民主制を補うものとして、村政に関する重要事項について、住民の意思を直接問う住民投票を、村長自らの判断で実施することができるものと規定しています。

・2項では、住民投票の実施にあたっては、様々に詳細なルールが必要のため、別に条例で定めておき、重要な課題があった場合にはいつでも一定の手続きによって住民投票が実施できるよう規定しています。合併の是非を問う住民投票を行なった経験のある本村において、重要な案件、つまり、その課題が現在及び将来の村政や村民生活にとって重大な影響を及ぼすもので、意見が大きく分かれるような場合に、結論を見出す必要がある案件について、住民の直接参加の機会を可能とするものです。住民投票制度には、「非常設型（個別型）」と「常設型」がありますが、本条例では、「常設型」とし、次条で請求権等について規定しています。

・3項では、住民投票は法的には拘束力をもたぬものの、村民による総意として、その結果については、村民、議会そして村長が当然尊重すべきものと規定しています。

※非常設型（個別型）と常設型

非常設型（個別型）とは、住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定するものです。例えば、本村が実施した「合併の是非を問う住民投票条例」など。

常設型とは、投票資格、投票方法、成立要件など住民投票実施に必要な諸事項をあらかじめ住民投票条例として定めておいて、請求要件等を満たしていればいつでも住民投票が実施できる制度です。

#### (住民投票の請求等)

- 第35条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、村政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、村長に住民投票を請求することができます。
- 2 村長は、前項の請求があったときは、意見を付してこれを議会に付議しなければなりません。
- 3 議員は、村政に係る重要事項について、議員定数の6分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができます。
- 4 村長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 5 村長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければなりません。

#### 【解説】

- ・本条では、住民投票を請求する場合に必要な条件、署名数を明記するとともに、村長や議会の扱い、議員についても発議できることを規定しています。

特に、請求の権利を持つ住民については、永住外国人や18歳以上の住民の参加権を認めています。これは、本村の村づくりに関して、永住外国人についても参加・参画する権利を認め、未成年であっても18歳になれば、普通自動車免許取得が可能となったり、男性も結婚が認められたり、深夜労働なども認められることから、18歳を一つの区切りとして、住民投票を通じ、地域の担い手としての自覚や権利を認めていこうという考えに立っています。

住民からの住民投票実施の請求に必要な署名数は、「市町村の合併の特例等に関する法律第4条（合併協議会の設置請求）」や「地方自治法第74条（条例の制定・改廃請求）、第75条（監査請求）」の要件に準じて「50分の1以上」としています。

- ・3項では、地方自治法における議員提出議案（議員定数の12分の1以上の賛成）の例をもとに、本村の議員数が10名ということを考慮し、「6分の1以上」としていますが、第4項にあるとおり、この請求がされた場合は、村長は住民投票を実施しなければならず、議会の議決に対する村長の再議権はありません。
- ・地方自治法第76条（議会の解散請求）、第80条（議員の解職請求）、第81条（長の解職請求）では、原則として「その総数の3分の1以上」の者の連署で、請求があれば住民投票をしなければならないとあります。

これが住民からの直接請求の要件として、法律の規定上、最も高いハードルですが、住民投票の請求は、身分の得喪に直接関わることではないため、4分の1以上が妥当と考え、5項に規定したものです。4分の1以上を超えた場合には、村長は議会にかけることなく、住民投票を実施することを規定しています。

## 第9章 国、他の自治体等との関係

### (国、県及び他の自治体との協力・連携)

第36条 村は、国及び鳥取県と対等の関係にあることを踏まえ、適切に役割分担することにより、自治の発展のために協力して自主的に関係の構築に努めなければなりません。

2 村は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な村政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など他の自治体と積極的に協力、連携しなければなりません。

#### 【解説】

- ・これまで国や県の指導を受けながら運営されてきた市町村行政は、地方分権の進展によって、法的には、国、県と対等の関係となりました。財政面など、いろいろな面でまだ対等でない、という意見もありますが、村は、国、県と適切な関係を構築し、役割分担や協力をしていくこと、また、他の自治体とも、大規模災害時等の相互応援など、積極的に協力・連携することを規定しています。

## 第10章 日吉津村自治基本条例推進委員会

### (推進委員会の設置等)

第37条 村長は、この条例の実効性を高め、村民参画と協働の適正かつ円滑な推進及び村民による自治の発展を図るため、日吉津村自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、この条例の改正などに関する村長の諮問に対して審議し、村長に答申するほか、軽微な変更などについては意見書を提出することができます。

3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、村長に提言することができます。

4 村長は、推進委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。

5 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、村長が別に定めるものとします。

#### 【解説】

- ・この条例を村の最高規範として、円滑な自治の進展が図られているか、その運用状況を調査し、実効性を確保する村の附属機関として「自治基本条例推進委員会」を設置します。
- ・2項では、条例の改正などについては、村長の諮問に対し答申したり、軽微な変更については、意見書を提出できることを規定しています。
- ・3項では、2項に加え、自治の推進に関する重要事項について、村長に提言できることが規定されています。従来の審議会に比べ、より大きな権限や役割が与えられていることから、審議会ではなく「推進委員会」と表現しました。
- ・5項では、委員数等、委員会の運営等の詳細については、村長が別に定めることとしています。

## 第11章 条例の改正

### (条例の改正)

第38条 村長は、この条例が協働の村づくりの推進にふさわしいものであるか、推進委員会に意見を求め、村民の意見の適切な反映のもと、必要に応じて改正の手続きを行います。

#### 【解説】

- ・本条では、村づくりの推進にふさわしいか、形だけのものになっていないか、推進委員会の意見を求め、より良い条例に育てていくため必要に応じて見直すよう規定しています。

この条例は、本村の村づくりや住民自治の基本となるものですが、地方分権が進む中で、はじめて設定したものです。地方を取り巻く状況は刻々と変化しつつあることから、推進委員会など村民の皆さんの意見をもとに、ある程度柔軟に見直ししながら、常に有効な条例として運用できるよう考えています。

## 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。

#### 【解説】

- ・本条例は、平成20年12月24日に制定されましたが、本条例が日吉津村における自治の基本原則や村づくりのルールを定めたものであり、条例の内容について周知徹底を図ったり、必要な条例を整備し、その実効性を確保するために、施行日を平成21年4月1日としました。

# 日吉津村自治基本条例制定の経過

## ■条例制定の主な経過

### 平成19年

- ① 9月 5日 「村職員プロジェクトチーム」(庁内)を設置。
- ② 9月21日 「日吉津村自治基本条例策定委員会」を設置。第1回開催。

### 平成20年

- ③ 8月1日～15日 第1回パブリックコメント(意見公募)実施(条例の骨子について)
- ④ 10月27日～11月14日 第2回パブリックコメント実施。(条例案について)
- ⑤ 11月5日～27日 策定委員会による自治会説明会実施。
- ⑥ 12月 2日 (策定委員会より村長へ)「条例(案)」について提言。
- ⑦ 12月22日 「日吉津村自治基本条例」村議会12月定例会にて可決。

### 平成21年

- ⑧ 4月 1日 「日吉津村自治基本条例」及び「自治基本条例推進委員会条例」施行。

#### □講義(広報H19.10月号掲載)

##### ○H19.8.6開催

福嶋 浩彦氏(前 千葉県我孫子市長)  
「行政と住民の協働とは何か  
～自治基本条例に向けて～」



##### ○H19.8.17開催

中川 幾郎氏(帝塚山大学法政策学部教授)  
「自治基本条例づくりにあたって」  
—その意義と課題を考える—



## ■条例の検討の詳細について

#### □日吉津村自治基本条例策定委員会

○組織 委員長：田中鈴子 副委員長：山崎 登、山路 薫  
アドバイザー：中川幾郎(帝塚山大学法政策学部教授)  
委員：村民公募9名 学識経験者9名 職員代表2名 計20名  
事務局：地域振興課

○内容 全体会：25回 グループ討議：延べ10回  
先進地視察：兵庫県朝来市(旧生野町)  
議員と意見交換会：1回 自治会説明会：7回

全体会等開催日		協議内容
第1回	H19.9/21	・委員長・副委員長選出 ・中川アドバイザーより個別指導

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の進め方と今後のスケジュール</li> <li>・これからの「行政、議会、村民、地域」はどうあるべきか、各委員が意見を出し合い集約。</li> </ul>
第2～5回	10/12. 23. 31. 11/21 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政、議会、村民・地域」の3グループに分かれ、それぞれ意見交換。</li> </ul>
視察	11/25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県朝来市旧生野町視察、参加者9名</li> </ul>
第6.7回	12/6. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察報告</li> <li>・条例の区分ごとの検討資料をもとに、3グループに分かれ協議…再度中川アドバイザーより個別指導。</li> </ul>
第8回	H20. 1/25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民・地域、行政、議会ごとに第2次グループ分けを行い、条文に必要な論点を整理。</li> <li>・「前文」について、ワークショップを実施し、前文に盛り込みたい語句などを協議。</li> </ul>
第9～11回	2/18. 3/1. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員プロジェクト視察報告</li> <li>・「村民・地域」、「行政」、「議会」の3グループごとに、視察先の条例を参考にしながら、今まで意見集約したものをもとに盛り込む項目別に内容を協議。</li> </ul>
実践交流集会	3/22 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「むらづくり実践交流集会」開催。自治基本条例の協議内容について、パネルディスカッションにて報告・意見交換。</li> </ul>
第12.13回	3/30. 4/25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き3グループごとに、盛り込む項目別に内容を協議…中川アドバイザーより個別指導</li> </ul>
グループ 討議	5/11. 16. 25. 6/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ1（村民・地域）＝項目別に内容を協議</li> </ul>
	5/6. 14. 21. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ2（行政）＝項目別に内容を協議</li> </ul>
	5/6. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ3（議会）＝項目別に内容を協議</li> </ul>
個別指導	5/30 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ活動や自治会等の住民活動と自治基本条例の関連について、先進地宝塚市の田中義岳氏（元まちづくり推進部長）より個別指導。</li> </ul>
第14.15回	6/10. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループごとに検討結果の報告</li> <li>・グループ討議をもとに骨子（案）を作成、協議</li> <li>・2グループに分かれ、「前文」について協議</li> </ul>
個別指導	6/27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参画・協働と自治基本条例の関連について、福岡浩彦氏（前我孫子市長）より個別指導</li> </ul>

第 16. 17 回	7/11. 7/22	・ 条例の骨子について協議…中川アドバイザーより個別指導
意見集約	8/1～15	・ 「条例の骨子」について、パブリック・コメント実施
意見交換	8/7. 8. 9	・ 前回欠席された委員から、条例の骨子について意見をいただいた。
第 18 回	9/1	・ 条例の骨子について協議 ・ パブリック・コメントの回答について協議。
意見交換	9/8～11	・ 小グループに分かれ、条例の骨子について意見交換 ・ パブリック・コメントについて意見交換
第 19. 20 回	9/26. 10/6	・ 条例案作成に向けて、骨子について協議
第 21 回	H20. 10. 15	・ プロジェクトの意見や策定委員の意見を合わせ、条例案の内容について検討協議。 ・ 自治会説明会の開催について協議。
第 22 回	H20. 10. 27	・ 事前に条例案を送付し検討 ・ 条例案の特徴やそれぞれの条文などについて、中川アドバイザーより個別指導。 ・ 自治会説明会の開催について協議。
意見集約	10/27～11/14	・ 「条例案」について、パブリック・コメント実施
住民説明会	11/5～11/27 	・ 自治会ごとに、策定委員が班分けをして説明会を実施し、意見集約。
意見交換 第 23～25 回	11/24. 28. 12/1	・ 議会行財政調査特別委員会との意見交換。 ・ 議会行財政調査特別委員会の意見、パブリック・コメント、自治会説明会意見などをもとに協議。 ・ 最終的な条例案を決定。
提言	H20. 12. 2 	・ 田中委員長より村長に対し「条例案」を提言。

#### □村職員プロジェクトチーム

○組織 委員長：高森彰（住民課長） 副委員長：小原義人（福祉保健課）  
委員：各課職員 計7名

○開催 平19/9/5～平20/12/5

全体会：24回 策定委員会参加：6回 議員との意見交換会参加：1回  
先進地視察（三重県名張市・滋賀県米原市 平20. 2/6・7）

#### □広報「ひえづ」掲載

平19年10月号～平21年1月号 計15回

# 日吉津村民憲章

(平成元年2月制定)

1. 人を愛する 豊かな心を育てよう
1. 自然を守り 住みよい郷土をつくろう
1. 仕事を愛し 情熱とほこりをもって働こう
1. 健康で 笑顔のある 明るい家庭をつくろう
1. 進んで学び 明日の文化を築こう



昭和51年4月1日制定

ヒエツの頭文字は「ヒ」を意匠化。丸い円は、親和・団結・協力を表わし、力強い線は、飛躍発展を象徴しています。

## ～村民が主役の村づくり～ 日吉津村自治基本条例【手引】

(問合せ先)

〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 872-15

日吉津村 地域振興課 企画調整係担当

TEL 0859 (27) 5954 FAX 0859 (27) -0903

E-mail [chi-shin@hiezu.jp](mailto:chi-shin@hiezu.jp) HP <http://www.hiezu.jp/>